



税務・労務に役立つ NEWS

事務所通信

発行：館崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki_kaikei@lake.ocn.ne.jp

12
2023

いつもお世話になっております。

クリスマス控えて、街も活気づいております。

年末に向けご多忙のことと存じますが健康にお気をつけてお過ごしください。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

トピックス

インボイス制度下の経理処理に要注意！

インボイス制度が10月1日にスタートしました。制度導入前であれば消費税が含まれる支払いが、制度導入後は支払先が適格請求書発行事業者以外だと消費税が含まれないこととなります。ただし経過措置として、導入直後の3年間は、適格請求書発行事業者以外への支払であっても、導入前であれば含まれていたはずの消費税額の8割相当額が含まれているものとして処理することとなっています。

そして、さらに3年経過後の2026年10月以降の3年間は8割が5割になって、合計6年経過した2029年10月以降は原則通りになります。そこで疑問が生じるのは、税抜経理をしている事業者が、含まれないこととなる消費税額を会計上どのように処理をするのかということです。結論としては、含まれないこととなる消費税額は仮払消費税ではなく本来の支払額の一部となります。例えば、適格請求書発行事業者ではない飲食店で取引先との飲食代を総額2万2000円支払ったとする。その場合、制度導入前であれば交際費が2万円、仮払消費税が2000円でした。それが、制度導入後の3年間は交際費2万400円、仮払消費税1600円という経理処理になります。ということは交際費の年間800万円という限度額に届くかどうかという時には注意が必要になります。ほかにも固定資産として計上しなければならない金額かそうでないかの判断をする場合にも注意が必要となります。これまでは税抜で10万円未満は全額費用計上して問題ないという認識だったので、税込11万円未満かどうかという見方をしていましたが、制度導入後は税込11万円未満であっても支払先が免税事業者だったら、税抜価格で10万円以上になってしまう可能性があるから注意が必要ということになります。10万円未満というのもそうですが、一括償却資産の20万円未満、少額減価償却資産の30万円未満、繰延資産の20万円未満、修繕費の60万円未満、飲食代の1人あたり5000円以下など、法人税法や所得税法では様々な金額ラインがあるので、税抜経理をしている事業者がそれらの金額ラインに基づいて判断するに当たっては、支払先が適格請求書発行事業者かどうかを確認する必要があります。

トピックス

来年の前払いで今年の損金に

企業が商品やサービスに支払う対価は、実際にサービスを受ける年度の費用として、課税対象となる儲けか